

技能実習に関する現状・課題・要望等

公益社団法人 日本農業法人協会 業務課

1. 監理団体が関与しない在留資格の変更等について

技能実習から特定活動（特定技能）への移行について、監理団体や実習実施者が関与せず、第三者の登録支援機関等により在留資格の変更が行われることがある。

例えば、実習実施者のもとで引き続き 3 号や特定技能として雇用を継続する予定であった場合や、実習終了後帰国する予定で準備を進めていた場合、また勝手に実習期間を短縮させるような申請等は、実習実施者や監理団体に著しい損害を与える行為である。

そのため、監理団体や実習実施者が関与せずに、在留資格の変更等の申請を行う際は、実習実施者・監理団体の同意書等の提出を義務化すべき。

また、実習生個人の事情で進路を変更した際は、在留資格の変更や帰国準備でそれまでに要した費用（申請手数料や飛行機代のキャンセル料等）については、実習生本人もしくは実習生の新たな特定技能所属機関等に請求できるようにすべき。

2. 不正なブローカーの排除

技能実習生に対し、特定技能での就職先を紹介するというスカウト行為が著しく増加している。また、実習実施者に対しても、特定技能外国人を紹介するという業者からの営業が著しく増加している。

有料職業紹介事業等の正規の資格を持って、これらを行っている場合は問題ないが、そうでない業者（個人含む）も多いと推定される。とくに、技能実習生の場合、該当者が正規の業者かそうでないかの判断をつけるのは難しい。とくに、実習生から紹介料として費用を徴収している業者も存在する。

これから、技能実習から特定技能への移行が増加することが見込まれる中、無用な混乱・トラブルを避けるためにも、不正ブローカーの排除の仕組み構築が急務と考える。

3. 監理責任の移行

帰国困難や特定技能への移行を前提に特定活動に移行した実習生が、自ら就職活動等を行い、実習実施者や監理団体と関係の無い法人等に就職する場合、雇用契約等を締結した時点で（特定技能への移行申請前であっても）、監理責任を特定技能所属機関予定者もしくは登録支援機関予定者に移行できるようにすべき。

4. 帰国費用の取り扱い

実習生の帰国費用については、いかなる理由があろうとも実習生に負担させてはならないこととなっている。しかしながら、実習生の一方的な自己都合による途中帰国の場合等は、実習生の同意があれば実習生が負担もしくは一部負担できるようにすべき。

5. 新規入国に伴う受入責任者について

新規入国の再開に伴い、実習実施者が受入責任者を務めることとなっている。

しかしながら、技能実習1号の雇用契約の開始日は、入国後講習の終了後であり、入国してから1か月間は監理団体が全面的に監理している。

そのため、受入責任者は監理団体でもできるよう選択制とすべき。現行制度では、実習実施者が監理団体に委託できるようになっているが、事務手続きを簡素化するためにも、監理団体が受入責任者となれるようすべき。

技能実習制度にかかる意見交換資料

令和 4 年 1 月
JA 全中 営農・担い手支援部

1. 技能実習制度

- ①一時帰国を含む実習計画の許可（例えば、技能実習生（1号）が冬期間に一時帰国と遠隔研修により、翌年 2 号になれるよう緩和）
 - ②法人以外でも技能実習生が複数農家における実習を可能とする緩和
 - ③業務区分（必須・関連・周辺）要件の柔軟な運用
 - ④「農作業請負方式」の際における県域協議会設置義務の緩和
 - ⑤畜産の技能実習を行った者が耕種の特定技能を行う等、技能実習から特定技能への移行時の職種のたすき掛けを可能とする緩和
- ＜耕種（技能実習）→畜産（特定技能）／畜産（技能実習）→耕種（技能実習）＞

2. その他

- ①賃金格差による競争懸念
- ②失踪対策（不法就労・不法滞在の取り締まり強化）
- ③宿泊地の確保が困難

3. コロナ対策

- ①渡航費や待機費などの負担軽減
- ②水際対策の諸要件
 - ・ 特定監理団体への対象緩和
 - ・ 申請時期の段階的対応の緩和
 - ・ 技能実習における行動制限緩和の対象化

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 2 5 日

公益社団法人日本農業法人協会常務理事
全国農業協同組合中央会営農・くらし支援部長
全国農業会議所専務理事

} 殿

農林水産省経営局就農・女性課長

農業関係技能実習に係る優良事例に関する報告について

平成 30 年 12 月 26 日に開催した「第 2 回農業技能実習事業協議会」において、決定された「農業関係の技能実習をより適正に実施するための取組の確認」（平成 30 年 12 月 26 日付け農業技能実習事業協議会決定第 3 号）に基づき、農業関係技能実習の優良事例を農業技能実習事業協議会に情報共有いただき、令和 2 年 7 月に優良事例集を更新したところですが、再度、その優良事例集の更新を行いたいと考えております。

ついては、下記のとおり農林水産省経営局就農・女性課への速やかな情報提供に御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 留意事項

各団体 5 事例程度の提出をお願いいたします。なお、令和 2 年 7 月に公表した優良事例集に記載のない地域にて、業種・受入外国人材の事例を幅広く収集するようご配慮ください。

2 提出方法・提出期限

別添の報告様式に必要事項を記載の上、下記の 3 名あてに、令和 4 年 3 月 30 日（水）までに、メールにて御提出いただきますようよろしくお願いいたします。

（本件連絡、御提出先）

農林水産省経営局就農・女性課 前田、山本、河本

Tel : 03-6744-2159（直通）

E-mail : toshimitsu_maeda450@maff.go.jp

masahiro_yamamoto680@maff.go.jp

takuya_kawamoto090@maff.go.jp

農業技能実習事業協議会決定第 3 号

平成 30 年 12 月 26 日

農業関係の技能実習をより適正に実施するための取組の確認

農業関係技能実習においては、他業種と比較して失踪、不正行為が多い実態が生じている。このため、農業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」）は、農業関係の技能実習をより適正に実施するため、次の取組を行う。

第 1 優良事例の収集及び横展開

1. 本協議会の構成員である（公社）日本農業法人協会（以下「法人協会」、全国農業協同組合中央会（以下「全中」）及び（一社）全国農業会議所（以下「会議所」）は、自ら又は農協が行う監理事業や相談対応等を通じて得た農業関係技能実習における現場の優良な取組を収集し、事業協議会に情報共有を行うものとする。
2. 事業協議会の構成員のうち監理団体・実習実施者の関係者は、情報共有のあった優良事例について、傘下の会員等に情報を共有する。また、農林水産省経営局就農・女性課（以下「就農・女性課」）は、こうした優良な取組が広く現場で実践されるよう、ホームページに掲載する等により現場へ周知するとともに、海外発信を行う。

第 2 農業関係技能実習に係る不正行為等の情報共有と対応

1. 本協議会の構成員のうち、法人協会、全中においては、自ら又は農協が監理事業を行う農業関係技能実習について、過去 1 年間の間に技能実習生の失踪・行方不明者が発生していないか確認し、発生していた場合は、その人数及び動機について可能な範囲で把握し、毎年 4 月末までに就農・女性課に情報提供を行う。
2. 法人協会、全中及び本協議会の構成員で技能実習の相談対応等を行う会議所は、失踪、不正行為、実習実施者又は技能実習生の不祥事を把握した際には、速やかに外国人技能実習機構や警察等への必要な手続等を行うとともに、就農・女性課に事案の発生日時、その内容、事案が発生した際の給与水準や就業状況等の情報を連絡する。

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等(33頁)

- 電話のほか、メールの対応も整備。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築(34～35頁)

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供(36頁)

- 技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援(37頁)

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項) ⑥ 法違反事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、技能実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

技能実習生への相談対応・情報発信

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。
さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。**令和3年4月21日より、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）を開設。**

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

技能実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、技能実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

実習先変更支援の概要

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う
「**監理団体向け実習先変更支援サイト**」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

（新たな実習先の確保を行う監理団体及び実習実施者の皆様へ）

- 技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が、当該情報を利用するためには、予め利用者登録が必要です。詳細は、「監理団体向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- 実習実施者は、加盟している監理団体に、実習先変更に係る支援を依頼してください。
- 緊急に実習先変更の準備をしなければならない場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、機構地方事務所・支所の認定課（援助担当）に、ご相談ください。

（実習継続が困難になった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者の皆様へ）

- 機構では、やむを得ない事情で実習実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しております。ご検討、ご協力いただける方は、上記と同様に、機構地方事務所・支所の認定課（援助担当）にご連絡ください。

技能実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

実習先変更支援の概要

**3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する
「第2号技能実習から第3号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」
(<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>) を開設。**

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

（対象となる技能実習生から新たな受入れ先の相談を受けた皆様へ）

- 技能実習生に上記サイトの存在を教えてあげてください。
なお、技能実習生手帳（外国人技能実習機構版）の「各種相談・支援窓口」にも記載されています。

（対象となる技能実習生の受入れを希望する皆様へ）

- 機構では、対象となる技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者（何れも優良の基準に適合）を募集しております。その場合、上記サイトに掲載するために、予め監理団体の方から利用者登録をしていただく必要があります。
詳細は、「第2号技能実習から第3号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- 実習実施者の方で対象となる技能実習生の受入れを希望する場合は、加盟している監理団体に、その旨を伝え、上記登録を依頼してください。
- ご不明な点がございましたら、機構地方事務所・支所の認定課（援助担当）にご連絡ください。

技能実習生への一時宿泊先の提供

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

○技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



○一時宿泊施設における支援

- ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

技能実習生への技能検定等の受検手続支援

技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、**監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等**につなげていくこととしている。

受検手続支援の概要

- 受検手続支援の申込みは「受検手続支援サイト」（<https://www.juken.otit.go.jp>）により実施。
- 受検手続支援を受ける場合は、あらかじめ技能実習生本人による、個人情報の取り扱いに係る同意書が必要。

機構による受検支援の申込み時期

- 第1号技能実習に係る申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の6か月前まで。
- 第2号技能実習及び第3号技能実習に係る申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の12か月前まで。



お問い合わせ先 外国人技能実習機構 技能実習部援助課（受検手続支援窓口） 電話 03-6712-1974